

## 沖縄戦遺族のDNA 鑑定実施の意見書

沖縄戦遺骨収集ボランティア「ガマフヤー」が2011年7月7日に厚生労働省、援護局外事室において【これから県内で出土する遺骨で歯がある遺骨はDNA鑑定をしてください】との要請を行いました。これに対する外事室室長からの回答は「戦没者の遺骨の身元を特定して遺族の元へ帰すため、沖縄戦戦没者の遺骨は全部DNA鑑定をやります」という回答でした。要請に対する回答としては満足のいく回答でした。しかし、実際に遺族の元へ帰すには、今度は沖縄戦全遺族の側の（希望者の）DNA鑑定の作業を行う必要があります。遺骨と遺族の両方のDNAの照合が必要なのです。このことは日本において初めてのことでありません。シベリアの遺骨に対しては全遺族にDNA鑑定への参加を呼びかけたのです。そのおかげで800体余の遺骨が遺族の元へ帰ることができました。沖縄においては「ガマフヤー」の要請により2011年2月22日に判明した千葉県の方精さん一人のみです。沖縄でも同じようにしてくださいという要望です。沖縄ではこれまでに出土した戦没者の遺骨は記名のある遺品を伴っていないければ身元の特定につながらず、遺族の元へ帰ることはできませんでした。兵隊ですら記名遺品を伴う出土は5%未満です。住民に至っては皆無です。戦死者の遺骨が遺族の元へ帰るためにはDNA鑑定が必要であります。遺族の高齢化を考えると残された時間は多くありません。戦没者の遺骨を遺族の元へ帰すため、そして国家が国民を戦死させた責任を国家として果たす意味でも沖縄戦遺族のDNA鑑定の実施を要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

### 記

#### 1. 沖縄戦遺族のDNA鑑定を実施すること

平成24年6月28日  
沖縄市議会

あて先

衆議院議長      参議院議長      内閣総理大臣      厚生労働大臣